新型コロナウイルス感染症と予防接種（説明書）　長井市

接種を受ける前に

- 予防接種の必要性や副反応についてよく理解しましょう。
- 気になることやわからないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、長井市に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。
- 予診票は接種する医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。
- この予防接種は、ご本人の意思で接種を希望することが確認できた場合に限り行います。

○新型コロナウイルス感染症とは

コロナウイルスのひとつである新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に感染することによって起こります。新型コロナウイルスに感染した人が咳やくしゃみ、会話をすることなどでウイルスが排出され、そのウイルスを含む飛沫や粒子が目、鼻、口に触れたり、吸い込んだりすることで感染します。

主な症状は、発熱やのどの痛み、咳、全身倦怠感などですが、頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害等の症状がみられることがあります。特に、高齢者や基礎疾患がある人は重症化しやすい可能性が考えられています。

○予防接種の有効性

新型コロナワクチンについては、国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。

○接種対象者

①65歳以上の方

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいを有する方 及び ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する方(身体障害者手帳1級程度の障がいを有する方)

○予防接種を受けることができない人

次のいずれかに該当すると認められる場合には、予防接種を受けることができません。

① 明らかな発熱がある人　（一般的に、体温が37.5℃以上の場合）

② 重篤な急性疾患にかかっている人

③ 過去に予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな人

④ 上記に掲げる人のほか、予防接種を行うことが不適当な状態であると医師に判断された人

○予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなければならない人

次のいずれかに該当する方は、健康状態や体質等を担当の医師にしっかり伝え、よく相談した上で接種を行ってください。

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する人
(2) 過去に予防接種を受けた後、2日以内に発熱が見られた人及び全身性発疹等のアレルギーを
疑う症状を起こしたことがある人
(3) 過去にけいれんを起こしたことがある人
(4) 過去に免疫不全の診断がされている人、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
(5) 接種しようとするワクチンに対してアレルギーを起こすおそれのある人
(6) 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人

○予防接種を受けた後の一般的な注意事項

(1) 予防接種を受けた後、30分間は急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
(2) 副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
(3) 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
(4) 接種当日は通常の生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

○予防接種の副反応

主な副反応は、注射した部分の痛みや倦怠感、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等がありますが、こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。

また、まれに起こる重篤な副反応としてアナフィラキシーの発生が報告されています。

○副反応が起こった場合

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱を持ってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医療機関を受診してください。予防接種と同時に、他の病気がたまたま重なって現れることがあります。その他、わからない時は下記へお問い合わせください。

○健康被害救済制度について

予防接種を受けた後、極めてまれですが、健康被害（生活に支障が出るような障害が残るなど）が生じる場合があります。その健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済制度があります。

◇問い合わせ先

長井市役所健康スポーツ課　電話（0238－82－8009）